

令和 6 年度協議運賃分科会（第 2 回）資料
 令和 6 年 1 2 月 1 9 日
 新宿区みどり土木部交通対策課

地域住民への意見聴取、利用者・その他利害関係者への意見照会の結果、意見に対する区の考えについて

道路運送法第 9 条第 5 項の規定に基づく標記の意見聴取、意見照会について、下記のとおり、寄せられた意見を情報共有するとともに、意見に対する区の考えを示します。

記

1 地域住民への意見聴取の結果

意見聴取方法：新宿区ホームページへの掲載
掲 載 期 間：令和 6 年 1 1 月 2 2 日から令和 6 年 1 2 月 6 日まで
期間内における意見書の提出なし

2 利用者・その他利害関係者への意見照会の結果

意見照会日、対象者		
	意見の概要（提出された意見書より）	意見に対する区の考え
(1)	令和 6 年 1 1 月 2 1 日、東京ガス不動産株式会社	
	令和 6 年 1 2 月 4 日回答 団体特別割引通勤定期乗車券の廃止について ① 当ビルにとって、『新宿 WE バス（通勤定期乗車券）』は重要なサービス（アクセス手段）であるため、今後とも継続して利用したいというのが本当のところですが、事情を斟酌し、やむを得ないと考えます。	① 団体特別割引通勤定期乗車券の廃止について、ご理解いただきありがとうございます。
(2)	令和 6 年 1 1 月 2 5 日、東京バス協会	
	令和 6 年 1 2 月 2 日回答 特段意見なし	—
(3)	令和 6 年 1 1 月 2 5 日、東京ハイヤー・タクシー協会	新宿支部
	令和 6 年 1 1 月 2 6 日回答 団体特別割引通勤定期乗車券の廃止について ② 定期券の廃止に至るには、WE バスの採算性が見合っていないという問題と昨今の乗務員不足により減便や路線廃止を考えないと乗務員の労働時間の管理も含め健全な運営ができないという点が考えられる。 今後の運行継続について（参考意見） ③ 新宿駅付近の地域公共交通として、また必要としている利用者の方々の足として今後も WE バスの継続をしていくのであれば、同じ公共交通を担う身としては新宿区（行政）様から助成金などの形で補助をして頂ければと存じます。	② 乗務員不足及び運行コストの増から現状の運行使用車両数での運行継続が困難な状況であることを踏まえ、運行使用車両数縮減のため、団体特別割引通勤定期乗車券を廃止することといたしました。 ③ 運行継続は困難であると考えているため、既存の路線バスを活用した代替手段の確保がなされるよう、運行事業者に対して働きかけてまいります。
以上 2 件の意見書により、団体特別割引通勤定期乗車券の廃止について計 2 件の意見が寄せられました。		